

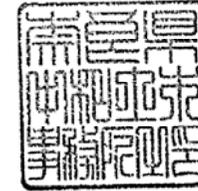
奈良県告示第三百五十七号

奈良県土木事務所印及び奈良県土木事務所長印（奈良県中和土木事務所印及び奈良県中和土木事務所長印に限る。）を次のとおり新調し、平成二十七年一月十九日から使用する。

平成二十六年十二月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県中和土木事務所印



注 縦 23 ミリメートル
横 23 ミリメートル

奈良県中和土木事務所長印



注 縦 21 ミリメートル
横 21 ミリメートル